

令和元年 8 月 16 日

武蔵野市吉祥寺東町 1 丁目市有地利活用検討委員会

資料 1

武蔵野市吉祥寺東町 1 丁目市有地利活用検討委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 福祉の目的に利用することを条件に遺贈を受けた武蔵野市吉祥寺東町 1 丁目 12 番地の市有地（以下「市有地」という。）について、地域に愛される施設を設置するため、武蔵野市吉祥寺東町 1 丁目市有地利活用検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所管事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を武蔵野市長（以下「市長」という。）に報告する。

- (1) 市有地に設置する施設の用途に関する事項
- (2) 設置する施設の複合化及び多機能化に関する事項
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市有地の利活用について市長が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織し、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験のある者 3 人以内
- (2) 公募による武蔵野市民
- (3) 吉祥寺東コミュニティ協議会を代表する者
- (4) 東部福祉の会を代表する者
- (5) 総合政策部長
- (6) 健康福祉部長
- (7) 子ども家庭部長

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長各 1 人を置き、委員長は委員の互選によりこれを定め、副委員長は委員長が委員の中からこれを指名する。

2 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員会が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(設置期間)

第6条 委員会の設置期間は、この要綱の施行の日から令和2年1月31日までとする。

(報酬)

第7条 委員の報酬は、武蔵野市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和36年2月武蔵野市条例第7号)第5条第1項の規定により、市長が別に定める。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、総合政策部資産活用課に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

1 この要綱は、令和元年7月25日から施行する。

2 この要綱は、令和2年3月31日限り、その効力を失う。